

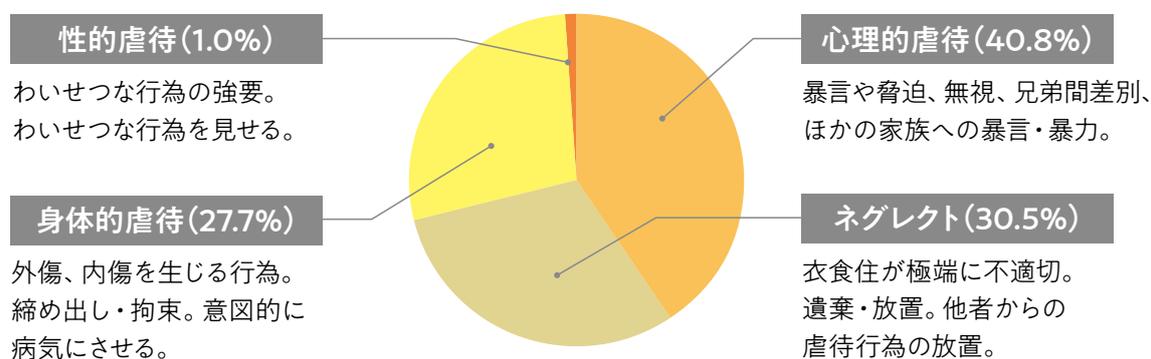
あなたの勇気で救える命がある

11月は 「児童虐待防止推進」月間



昨年度、市内の虐待通報件数は400件を超えています。平均すると、毎日市内のどこかで児童虐待が起きていることとなります。どんな理由であっても、子どもの健やかな成長を阻害する行為は虐待です。皆さんの行動により、救われる命があります。子どもたちの明るい未来のため、児童虐待が疑われたら、勇気をもってご連絡ください。

児童虐待には4つの種類があります



「こども基本法」が施行されます

5年4月1日に次代の社会を担う全てのこどもの権利を保障する「こども基本法」が施行されます。この法律は子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して社会全体がこども施策に取り組むもので、国や市町村だけでなく事業主や国民にも努力を求めています。すべての子どもが幸せに過ごせるよう地域全体で子どもを守りましょう。

虐待かな?と
思ったら
迷わず連絡を

通告・相談は匿名で行うこともでき、その内容に関する秘密は守られます。

児童相談所全国共通ダイヤル

いちはやく

☎ **189** 24時間つながります

通報メール

市公式ホームページの
メールフォームから通報ができます



そのほかの相談窓口

所沢児童相談所 ☎ **2992-4152**

狭山警察署 ☎ **2953-0110** ※緊急は110番

市役所こども支援課 ☎ **2941-4047**